

令和6年度障がい者のテレワーク導入支援アドバイザー派遣事業業務委託事業 業務委託仕様書

1 事業目的

県では、働く希望を持ちながらも通勤が困難な障がい者や、感覚過敏等により通常の職場での勤務が困難な障がい者などがテレワーク技術を活用して、その能力や特性に応じて働くことができるよう、多様で柔軟な働き方の取組を推進している。

障がい者のテレワーク就労を促進するためには、企業側の課題（労務環境面・IT環境面）と障がい者側の課題（執務環境面）が解決されることが不可欠である。

そこで、本事業は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条に規定する障害者雇用率（以下「法定雇用率」という。）の対象となる県内企業等に障がい者のテレワーク導入支援アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を派遣し、労務環境や執務環境等の整備に関する助言や情報提供を行うことにより、県内企業等のテレワークによる障がい者雇用を促進することを目的とする。

2 契約期間

契約の日から令和7年3月7日（金）まで

3 委託業務の内容

(1) 事業実施スケジュール

業務スケジュールは、次のとおりとする。

なお、スケジュールを変更する場合は、事前に県と協議するものとする。

月	実施内容	参考
4月	広報資料作成	
5月	広報	
6月	「テレワークを活用した障がい者雇用に関する実践セミナー」の開催	
7月		
8月		三重県「産・福・学」障がい者雇用情報交流会開催
9月		障害者雇用支援月間
10月	・アドバイザー派遣 ・相談支援（随時）	県内ハローワークで、障害者就職面接会開催
11月		
12月		
1月		
2月	成果報告会	障がい者雇用促進フォーラムみえ開催
3月	事業完了報告	

(2) 優先対象企業

次の県内企業等は優先的に対象とする。

- ア 法定雇用率の対象企業で、雇用障がい者数が0人である企業
 - イ 法定雇用率の対象企業で、雇用障がい者数が不足している企業
- ※ 令和5年6月1日時点の法定雇用対象企業リストは三重労働局から入手すること。

(3) 広報資料作成

本事業の広報チラシを令和6年4月30日（火）までに作成する。

(4) 広報

本事業の内容等について、対象企業に郵送するとともに、事業についてホームページ等により広く広報する。

(5) 「テレワークを活用した障がい者雇用に関する実践セミナー」の開催等

受託者はテレワーク導入の好事例を題材とした「テレワークを活用した障がい者雇用に関する実践セミナー」を開催する。

また、県が2月に開催する「障がい者雇用促進フォーラムみえ」に参加し、事業内容やテレワークによる障がい者雇用の好事例を発表する。

(6) アドバイザーの派遣

ア 派遣場所

原則、希望する企業にアドバイザー（※）を派遣する。ただし、派遣先企業が希望する場合は、Web会議システムを利用して実施する。なお、Web会議システムの利用環境等は、受託者の責任において確保し、必要に応じて、メールや電話等によるフォローを実施する。

※「アドバイザー」は、障がい者の就労支援事業所での勤務や、企業で障がい者雇用の人事労務経験があるなど、障がい者雇用に関して相当程度のノウハウや実務経験を有し、かつテレワークによる就労につなげた支援実績のある者（社会福祉士や社会保険労務士などの有資格者であることが望ましい。）とする。

イ アドバイザー及び支援内容

アドバイザーを2名以上配置し、企業からの要望に応じて、次の支援を実施する。

- ・ 障がい者のテレワーク導入の基本方針、計画策定に対する支援
- ・ 障がい者のテレワーク導入に向けた社内体制構築、業務の切り出し、システム等環境整備（モデル環境の提供を含む。）、社内規定整備等に対する支援
- ・ 障がい者の採用に向けた採用活動の支援
- ・ 障がい者のテレワーク勤務の定着に向けた支援

(7) 提出書類

次の書類を提出すること

ア 企業等支援報告書（第1号様式）

（ア）提出期限 アドバイザー派遣等を実施した日が属する月の翌月10日までに提出する。ただし、3月に支援を行った場合は、業務完了日までに提出する。

（イ）留意事項 パスワードを設定した電子データで提出する。

イ 業務完了報告書（第2号様式）

事業完了後、前記(1)及び所要経費の根拠資料を添付して、業務完了報告書（第2号様式）を速やかに提出する。

4 成果指標

(1) セミナーの開催

「テレワークを活用した障がい者雇用に関する実践セミナー」を年1回以上開催すること。なお、目標参加人数は延べ30名以上とする。

(2) アドバイザー派遣先企業数

アドバイザーを派遣先する企業数は10社以上とする。

(3) アドバイザーの派遣

次のア・イのいずれかの条件を満たす企業が2社以上となること。

ア テレワーク就労を実現し、2カ月以上継続した。

イ テレワーク就労を前提とした委託訓練を実施した。

5 監督及び検査

契約条項の定めるところによるものとする。また、履行確認は、委託業務完了後の別途指示する日時・場所において実施するものとする。

6 委託料の支払方法、時期等

(1) 委託料の支払い方法、時期

委託料の支払は、原則、履行確認終了後、履行確認の通知が行われた後に行うものとする。ただし、県が必要と認める場合は、受託者は前金払いを請求することができる。

(2) 委託料の減額

前記4の成果指標を達成できない場合は、協議により委託料の減額を行う場合がある。

7 変更に関する協議

契約金額、委託業務内容及び履行期限に変更が生じた場合は、県と業務受託者の間で協議のうえ、その取扱いを決定する。

8 受託上の留意点

(1) 県は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとする。

(2) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに県に報告し、県の指示に従うこと。

(3) 業務の遂行において疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。

(4) この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間の保存が必要である。

(5) 受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。

9 その他特記事項

(1) 「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定

する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。
- (3) 個人情報の適切な管理のために、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。委託業務に従事する者または従事していた者等は、個人情報の取扱いには十分に留意すること。また、個人情報保護法第176条、第180条及び第184条により委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則がある。
- (4) 業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに三重県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果物のうち三重県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。
- (5) 本業務により発生した成果物の著作権は引き渡し完了したときに三重県に移転するものとする。
- (6) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受託者が協議のうえ実施するものとする。
- (7) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。

10 連絡先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部 障がい者雇用・就労促進課 障がい者雇用班

電話番号 059-224-2510 FAX番号 059-224-3024

メールアドレス syurou@pref.mie.lg.jp

担当 森下、相賀

第1号様式

令和 年 月 日

三重県知事 あて

受託者

企業等支援報告書（ 月分）の提出について

令和 年 月 日付で受託した令和6年度障がい者のテレワーク導入支援アドバイザー派遣事業業務委託について、下記のとおり企業等へ訪問を行いましたので報告します。

記

訪問企業 社
(訪問内容は別添「企業等支援報告書」のとおり。)

事務担当者
受託者所属
担当者名
電話 メールアドレス

【 企業等支援記録票 】

		受付番号	
企業等名称		業種	
住所			
担当者		電話番号	
メールアドレス			
訪問日	令和 年 月 日 ()	訪問者	
障がい者雇用の状況 1 現在雇用している障がい者数 人 2 令和5年6月1日時点の法定雇用率達成状況 % 過不足人数 人 3 現在の障がい者の仕事（配属先/業務内容）			
支援企業等の課題、支援して欲しい内容等			
支援を行った内容			